

水質検査結果書

北飲発 2023-0251 号

2023年5月19日

※水質基準に関する省令（平成15年厚生省令第101号）の規定に基づく検査

むつみ幼稚園

殿

水道法第20条登録検査機関(登録番号 第38号)

〒252-0329 神奈川県相模原市南区北里1丁目15番1号

電話 042-778-9208 FAX 042-778-4551

一般財団法人 北里環境科学センター



ご依頼のあった検査の結果は次のとおりです。

受付年月日	2023年5月15日	採水年月日	2023年5月14日	採水時刻	*****	
依頼者	むつみ幼稚園					
依頼者住所	神奈川県横浜市緑区長津田4-5-20					
採水場所	第1教室棟					
採水者	*****		気温	***** °C	水温	***** °C
検体の種別	上水道（浄水）		残留塩素確認	*****	(0.1mg/L以上)	

No.	検査項目	検査結果	水質基準	No.	検査項目	検査結果	水質基準
1	一般細菌	1mL中 0	1mL中100以下	17	蒸発残留物	*****	500mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	18	シアン化物イオン及び塩化シアン	*****	シアンの量に関して0.01mg/L以下
3	塩化物イオン	3.3mg/L	200mg/L以下	19	塩素酸	*****	0.6mg/L以下
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4mg/L	3mg/L以下	20	クロロ酢酸	*****	0.02mg/L以下
5	pH値	7.5	5.8~8.6	21	クロロホルム	*****	0.06mg/L以下
6	味	特に異常なし	異常でないこと	22	ジクロロ酢酸	*****	0.03mg/L以下
7	臭気	特に異常なし	異常でないこと	23	ジプロモクロロメタン	*****	0.1mg/L以下
8	色度	1度 未満	5度以下	24	臭素酸	*****	0.01mg/L以下
9	濁度	0.1度 未満	2度以下	25	総トリハロメタン	*****	0.1mg/L以下
10	亜硝酸態窒素	*****	0.04mg/L以下	26	トリクロロ酢酸	*****	0.03mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	*****	10mg/L以下	27	プロモジクロロメタン	*****	0.03mg/L以下
12	鉄及びその化合物	*****	0.3mg/L以下	28	プロモホルム	*****	0.09mg/L以下
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	*****	300mg/L以下	29	ホルムアルデヒド	*****	0.08mg/L以下
14	鉛及びその化合物	*****	0.01mg/L以下	30	残留塩素	0.5mg/L	*****
15	亜鉛及びその化合物	*****	1.0mg/L以下	31	アンモニア態窒素(定性)	*****	*****
16	銅及びその化合物	*****	1.0mg/L以下				

判定	上記検査項目については水質基準に適合する。		
採水方法及び検査方法	検査項目ごとの採水方法及び検査方法については、裏面に記載。		
備考			
水質検査部門管理者	味戸 慶一	検査期間	受付年月日より 2023年5月19日 まで

*定量検査については、数値を記入し、定量下限値を下回る場合には、定量下限値を数値で示し、「〇〇未満」と表示した。

*検体の種別が「その他」の時、判定は飲料水の水質基準に当てはめた場合とする。

採水方法及び検査方法

各検査項目の採水方法及び検査方法は次の通りです。

No.	検査項目	採水方法及び検査方法	定量下限値	No.	検査項目	採水方法及び検査方法	定量下限値
1	一般細菌	厚生労働省告示第261号 別表第1	0	17	蒸発残留物	厚生労働省告示第261号 別表第23	0.5
2	大腸菌	厚生労働省告示第261号 別表第2	***	18	シアン化物イオン及び塩化シアン	厚生労働省告示第261号 別表第12	0.001
3	塩化物イオン	厚生労働省告示第261号 別表第13	0.2	19	塩素酸	厚生労働省告示第261号 別表第13	0.06
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	厚生労働省告示第261号 別表第30	0.1	20	クロ酢酸	厚生労働省告示第261号 別表第17	0.001
5	pH値	厚生労働省告示第261号 別表第31	***	21	クロホルム	厚生労働省告示第261号 別表第15	0.0001
6	味	厚生労働省告示第261号 別表第33	***	22	ジクロロ酢酸	厚生労働省告示第261号 別表第17	0.001
7	臭気	厚生労働省告示第261号 別表第34	***	23	ジブromクロロメタン	厚生労働省告示第261号 別表第15	0.0001
8	色度	厚生労働省告示第261号 別表第36	1	24	臭素酸	厚生労働省告示第261号 別表第18	0.001
9	濁度	厚生労働省告示第261号 別表第39	0.1	25	総トリハロメタン	クロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムの合計	0.0004
10	亜硝酸態窒素	厚生労働省告示第261号 別表第13	0.004	26	トリクロロ酢酸	厚生労働省告示第261号 別表第17	0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	厚生労働省告示第261号 別表第13	0.02	27	ブromジクロロメタン	厚生労働省告示第261号 別表第15	0.0001
12	鉄及びその化合物	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.01	28	ブromホルム	厚生労働省告示第261号 別表第15	0.0001
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	厚生労働省告示第261号 別表第6	1	29	ホルムアルデヒド	厚生労働省告示第261号 別表第19の2	0.005
14	鉛及びその化合物	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.001	30	残留塩素	厚生労働省告示第318号 別表第1	***
15	亜鉛及びその化合物	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.001	31	アンモニア態窒素(定性)	ネスラー法	***
16	銅及びその化合物	厚生労働省告示第261号 別表第6	0.001				

厚生労働省告示 第261号とは、平成15年7月22日付厚生労働省告示第261号を言う。

厚生労働省告示 第318号とは、平成15年9月29日付厚生労働省告示第318号を言う。

定量下限値の単位は、検査結果単位と同じです。